

日本一の健康長寿県構想嶺北地域推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 住民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に応じた保健・医療・福祉等の連携した体制や仕組みづくりが必要であり、それらのことについて地域の関係者や住民と協議し、協力した取り組みを進めるために、日本一の健康長寿県構想嶺北地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の保健・医療・福祉等の推進方針及び方策に関すること。
- (2) その他、地域の保健・医療・福祉等に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は別表に掲げる委員で構成する。

ただし、必要に応じてその他の有識者等を委員として構成できるものとする。

2 委員の任期は2年とする

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 推進協議会には、委員の互選によって、会長、副会長を置くことができる。

(部会)

第5条 推進協議会には、所掌事項を推進するために必要な部会を置くことができる。

2 部会は、推進協議会の委員のほか、必要に応じてその他の有識者等を委員として構成できるものとする。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、中央東福祉保健所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。